

一般廃棄物排出事業者の皆様へ

一般廃棄物を直接施設に搬入する皆様へ

ごみ処理手数料の改定について (お知らせ)

大崎地域広域行政事務組合では、このたび施設へ直接搬入される可燃ごみ・可燃性粗大ごみ・不燃ごみ・不燃性粗大ごみの減量化及び資源化を進めるとともに、受益者負担の適正化を図るため、一般廃棄物処理手数料を下記のとおり改定いたします。

適正な料金のご負担に、ご理解とご協力をお願いします。

記

- 1 改定時期 平成31年4月1日
- 2 一般廃棄物処理手数料（消費税等を含む。）

種 別	現 行	改定額
可燃ごみ 可燃性粗大ごみ 不燃ごみ 不燃性粗大ごみ	100円／10kg	150円／10kg